

令和2年2月25日

境港市議会基本条例 検証結果報告書

境港市議会議長 柗 康弘

1. はじめに

境港市議会は、平成26年4月1日に『境港市議会基本条例（以下「基本条例」といいます。）』を施行、あわせて議会改革推進特別委員会も設置し、基本条例にもとづく議会改革を進めています。

基本条例は、第28条（条例の見直し）第1項で「一般選挙を経た任期開始後2年をめぐり、条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。」と定めています。

令和2年2月が現任期開始後2年に当たることから、議会改革推進特別委員会で基本条例の達成状況の検証及び評価検討を行い、令和2年1月29日「境港市議会基本条例検証結果報告書（案）」を取りまとめました。

第28条（条例の見直し）第2項で、基本条例の「検証と見直しに当たっては、市民の意見を聴く機会の確保に努めるものとします。」と定めていますので、取りまとめた検証結果報告書（案）について、パブリックコメントの手続きを取り、再度、議会改革推進特別委員会で協議を行い、このたび最終報告書として確定いたしました。

2. 検証結果について

《評価基準》

A：十分達成した。実施した。

B：おおむね達成した。

C：一部達成した。

D：実施していない。

－：評価対象外

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、境港市議会（以下「議会」といいます。）の基本理念、活動原則並びに議会及び議員に関する基本事項を定めることにより、議会活動の活性化を図り、市民が希望を持ち、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とします。

評価内容	評価	改正
・本条は、具体的評価項目がないため、評価は行わない。	—	無

第2章 議会及び議員の責務

(議会の責務及び役割)

第2条 議会は、市民の意思を代表する議決機関であることから、市民の意見の確かな把握及び活発な議論を通じて、政策立案及び政策提言（以下「政策形成」といいます。）並びに行政のチェックという二つの責務を果たさなければなりません。

評価内容	評価	改正
・市民及び市民団体等との懇談会などを通じ、議会において意見を把握し、一般質問等に反映させ議論を通じての政策立案や、政策提言にまで至るよう努めた。また、行政のチェック機能についてはおおむね果たしていると考えている。	B	無

(情報公開)

第3条 議会は、情報の公開に努め、公正で透明性のある活動を進めなければなりません。

評価内容	評価	改正
・SNSの活用、議会だよりの発行、視察報告書及び政務活動費収支報告書の公開など、着実に進めてきている。 ・本会議・委員会のインターネット中継や録画放送、本議会の傍聴者を増やすなどの検討課題を洗い出し、現在、広報・広聴検討部会を立ち上げ、議論を行っているところである。	B	無

(説明責任)

第4条 議会は、議会運営、審議内容及び議決結果について、市民に対する説明責任を果たさなければなりません。

評価内容	評価	改正
・議会報告及び議決結果については、市民との懇談会や、議会だよりにおいて説明と公表を行っている。	A	無

(議員の責務及び役割)

第5条 議員は、議会が言論の府であることを深く自覚し、議員相互の活発な議論に努めなければなりません。

2 議員は、自らの資質の向上、政策形成能力を高めるために、不断の研さん及び調査研究に努めなければなりません。

3 議員は、多様な市民の意見及び実態の把握に努めるとともに、市民全体の福利の向上を目指して活動するものとします。

評価内容	評価	改正
・市民の意見等を把握した上で、委員会等で十分な議論を行っているため議員間討議はない。議会としての、研修会、勉強会は未実施であったが、会派及び議員個人での研修会などを行っている。	B	無

(危機管理)

第6条 議会は、大規模災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、日頃から市長その他の執行機関（以下「市長等」といいます。）と連携し、総合的で機動的な危機管理体制の整備に努めるものとします。

2 大規模災害等の不測の事態の発生にあつては、議員は地域で必要な災害時支援に可能な限り参加するとともに、被災状況、市民の意見及び要望を把握し、必要に応じて関係機関に伝達するものとします。

3 前項の統一かつ効果的な対処のために、議会及び議員は、協議及び調整を行う場を設置するものとします。

評価内容	評価	改正
・議会運営委員会に検討部会(議会BCP)を設置し、境港市防災計画における議会事務局職員の業務について見直しを要請すると共に、境港市議会における災害発生時の対応要綱を作成中である。	B	無

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができるものとします。

2 会派は、議会運営及び政策形成に関し、必要に応じて会派間の協議を行い、合意形成に努めるものとします。

3 議会は、その運営において、会派に属さない議員の意見も尊重するものとします。

評価内容	評価	改正
・会派に属さない議員も参加の下、会派代表者会議を開催し、会派間の協議を行い合意形成を図る努力を行った。 ・議案などの審査、主要施策に対する提言などを会派内で議論し、議員間の合意を図った。	B	無

(議員の政治倫理)

第8条 議員は、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければなりません。

評価内容	評価	改正
・本条及び、境港市議会政治倫理条例を遵守している。	B	無

第3章 市民との関係

(会議の公開)

第9条 議会は、本会議のほか全ての会議を原則公開とします。

評価内容	評価	改正
・本会議はケーブルテレビ（中海テレビ放送）で中継、録画放送を行っており、議事録もホームページで公開している。委員会についても、議事録は手続きを経れば閲覧できる状況にある。	B	無

(市民参加)

第10条 議会は、市政及び議会活動に市民が参加できる機会の充実を図るものとし、

- 2 議会は、審議事項に関する市民意見及び専門的知見の把握のため、必要に応じて公聴会の開催及び参考人の招致を行うものとし、
- 3 請願及び陳情は、市政への市民参加の重要な場として、適切かつ誠実に取り扱い、必要に応じて意見陳述の機会を設けるものとし、

評価内容	評価	改正
・請願及び陳情については希望に応じ意見陳述の場を設けている。公聴会の開催、参考人招致などは、近年必要とする案件がないが、詳細な手続き等を確認し、これに備えておかなければならない。	B	無

(意見交換会)

第11条 議会は、市民意見の把握、議会報告等のため、多様な形で市民との意見交換会を適時開催するものとし、

評価内容	評価	改正
・「市民と議会の懇談会」は毎年開催しているが、議会報告の説明時間の短縮や、例えば、テーマを決めて意見交換会を行うなど、常に参加しやすい懇談会となるよう努めている。	A	無

(議会広報)

第12条 議会は、多様な手段を活用して議会活動を市民に周知し、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報に努めるものとし、

評価内容	評価	改正
・本会議中継やホームページ、議会だより、市議会フェイスブックにおいて広報している。	A	無

第4章 市長等との関係

(緊張関係の保持)

第13条 議会及び議員と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえて、緊張ある関係を保持しなければなりません。

評価内容	評価	改正
・政策形成、並びに行政のチェックという二つの責務を自覚し、市長等とは緊張ある関係が保たれている。	A	無

(論点の明確化)

第14条 議員は、論点及び争点を明確にするため、本会議における質疑及び質問を、一問一答方式で行うことができるものとします。

2 市長等及びその補助機関である職員は、本会議及び委員会において、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対し、その趣旨、内容、背景等を確認することができるものとします。

評価内容	評価	改正
・一問一答方式の導入を踏まえ、論点及び争点を明確にするよう努めた。市民にとって質疑、答弁がより分りやすくなった。	B	無

(重要政策等の説明及び審議等)

第15条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「重要政策等」といいます。）について、次に掲げる事項の説明及び資料の提出を求めることができるものとします。

- (1) その実施を必要とする背景、目的及び効果
 - (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (3) 政策形成過程での市民参加の有無及びその内容
 - (4) 総合計画又はその他の計画との整合性
 - (5) 関係法令及び条例等
 - (6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
- 2 議会は、前項の重要政策等の提案を受けた時には、審議等に当たって立案及び執行における論点及び争点を明らかにするものとします。
- 3 議会は、予算及び決算の審議等に当たっては、市長等に対し、必要に応じて第1項の規定に準じた施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成を求めるものとします。

評価内容	評価	改正
・議会から説明資料の作成を求める姿勢は、自発的に執行部から資料提供がなされる体質へと変化しつつあるが、議会として十分に生かしきれているとは言えない。	C	無

(議決事件の追加)

第16条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として追加することができるものとします。

2 前項の規定により追加する事項については、別に条例で定めます。

評価内容	評価	改正
・議論がなかった。	D	無

第5章 議会機能の強化

(議員間討議及び合意形成)

第17条 議会は、議会の機能を発揮するため、議員相互間の自由討議を促進し、議会としての合意形成に努めるものとします。

評価内容	評価	改正
・委員会等で十分な議論を行ってはいらぬものの、議員間討議の実施は、一部に留まっている。	C	無

(議会改革の推進)

第18条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、さらなる議会改革を継続し推進するものとします。

評価内容	評価	改正
・様々な検討部会を設置するなど、不断の議会改革を推進している。	A	無

(調査研究機関の設置)

第19条 議会は、市政の課題に関する調査及び検討のため、必要に応じて専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置するものとします。

評価内容	評価	改正
・該当事案なしのため、未実施。	D	無

(議員研修)

第20条 議会は、議員の政策形成能力の向上を図るため、さまざまな機会を捉え、議員研修を実施するものとします。

評価内容	評価	改正
・おおむね出来ている。	B	無

(議会事務局の強化)

第21条 議会は、議会の政策形成能力の向上及び議会の円滑かつ効率的な運営のため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実に努めるものとします。

評価内容	評価	改正
・議員と事務局の連携強化は十分図れているが、特記すべき具体的な取り組みはなく、該当がない。	—	無

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとします。

評価内容	評価	改正
・書籍、資料の確保は出来ている。	B	無

(予算の確保)

第23条 議会は、円滑な議会運営、議会活動及び議員活動の充実に努めるために、必要な予算の確保に努めるものとします。

評価内容	評価	改正
・必要な予算の確保は出来ている。	A	無

第6章 議員定数及び議員報酬

(議員定数)

第24条 議員定数は、議会機能の確保、強化という観点に立ち、市政の現状、将来見通し、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員定数は、別に条例で定めます。

評価内容	評価	改正
・現在、市民アンケートなどを基に検討部会を設置し検討を行っているが、結論に至っていない。	B	無

(議員報酬)

第25条 議員報酬の改定は、本市の財政状況、将来見通し、社会経済情勢、市民の意見などを総合的に判断し、決定するものとします。

2 議員報酬は、別に条例で定めます。

評価内容	評価	改正
・第24条と同様である。	B	無

(政務活動費)

第26条 会派及び議員は、交付される政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究及び活動を積極的に行うものとします。

2 会派及び議員は、政務活動費を適正に執行し、説明責任を果たさなければなりません。

3 政務活動費の交付は、別に条例で定めるものとします。

評価内容	評価	改正
・政務活動費による調査研究を鋭意行っている。また視察（研修）報告書や収支報告書は市議会ホームページで公開している。	A	無

第7章 最高規範性

（最高規範性）

第27条 この条例は、議会における最高規範となるものです。

2 議会に関する他の条例等の制定又は改廃に当たっては、この条例との整合を図らなければなりません。

3 議会は、議員にこの条例の理念と内容について、議員の任期開始後速やかに研修を行わなければなりません。

評価内容	評価	改正
・議会における最高規範である本条例を遵守している。	A	無

第8章 補則

（条例の見直し）

第28条 議会は、一般選挙を経た任期開始後2年をめぐりに、条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づき、必要に応じてこの条例の見直しなど適切な措置を講じなければなりません。

2 検証と見直しにあたっては、市民の意見を聴く機会の確保に努めるものとします。

3 議会は、第1項の規定に関わらず必要と認めるときには、この条例の見直しなどを行うものとします。

評価内容	評価	改正
・議会改革推進特別委員会で鋭意検討中。	—	無

【評価内訳】

評価内容	項目数
A：十分達成した。実施した。	8
B：おおむね達成した。	13
C：一部達成した。	2
D：実施していない。	2
—：評価対象外	3

3. 付言事項について

今回の検証において、「D」評価とした事項及び対応が必要と思われる事項については、以下のとおり付言します。

(1) 議決事件の追加について（基本条例第 16 条関係）

第 1 項において、議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、必要な事項を議決事件として追加することができるものとしていますが、（仮称）市民交流センターの管理運営計画や総合計画など、議会としての具体的な議論が出来ていません。基本計画などを策定する段階での議論・議会の関与を強めることの重要性や議決事件に追加することについてなど、今後の課題とします。

(2) 調査研究機関の設置（基本条例第 19 条関係）

必要とするのはどういった場合か、その内容、手続き規程などを明確にするために議論が必要です。

4. むすび

（総括）

このたび、基本条例について検証を行い、市議会として課題等を把握したことは意義がありました。

今回の検証については、平成 30 年 2 月の市議会議員一般選挙が市制施行以来、初の無投票となったことを受け、市議会としてこの結果を真摯に受け止め、様々な取り組みを行う中での検証となりました。

基本条例施行後 2 回目の検証で、前回は、初めての検証ということもあり努力を要する部分や、未着手の課題もあったことから、達成度の評価は、「頑張っているが、道半ば＝60点」の評価としました。この検証を踏まえ、改革課題を引き継ぎ遂行してきたこの 4 年間の検証を行った結果としては、おおむね目的を達成しており、現時点での基本条例改正の必要性はないものと評価しました。しかしながら、依然として課題も見受けられることから、本条例の目的達成のためさらなる努力が必要であると考えています。また、今後も社会状況の変化や市民ニーズに対応していくため、定期的な条例検証に加え、外部の視点による検証も取り入れていくべきものと考えます。